

令和3年度第13回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年3月17日(木)午前9時30分～午前10時15分
- 2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)
神田 一夫、長尾 誠大

(3)事務局
徳本参事・竹中主任主事・嘉悦

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

安田会長

皆様、おはようございます。

これより令和3年度第13回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

重國 誠司 委員 及び 原田 好子 委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、朝倉町、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は31アールとなります。

議案第2号、朝田、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は86アールとなります。

議案第3号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、84アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、72アールとなります。

事務局竹中

議案第5号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は44アールとなります。

議案第6号、嘉川、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、45アールとなります。

議案第7号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、2,155アールとなります。

議案第8号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、2,114アールとなります。

議案第9号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、135アールとなります。

議案第10号、阿知須、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、147アールとなります。

議案第11号、徳地八坂、有償移転です。

申請人は、下松市並びに本市内の二地域に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は87アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

安田会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

A 委員

地図の3ページで、場所が書かれていないようですが、いかがですか。

事務局竹中

印が薄くて申し訳ありませんが、地図の中央、●●●●さんのお宅の左下の長細いところです。申し訳ありませんでした。

B 委員

7号議案と8号議案で、同じ方が譲受人ですが、●●●●さん。経営面積がかなり大きいようですが、この方は男性ですか。

事務局竹中

女性です。

安田会長

他にはございませんか。

特にないようですので以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第12号につきましては、農地法第5条議案第41号が同時に提出されていますので、併せてご説明いたします。

議案第12号、41号は、小郡下郷です。用途地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建築し、合わせて道路及び水路を整備するものです。こちらにつきましては、道路と水路部分を土地の所有者が整備するという事で4条の申請が出ております。自己用住宅部分については、譲受人が建築するため、5条の申請が提出されております。

議案第13号、阿知須、用途地域内にある、第3種農地に農業用倉庫の出入口を整備するものです。

議案第14号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で進入路を拡幅するものです。

なお、申請地は公共一時使用届が提出されているため、この事案につきましては、現在の一時転用の完了後の施行となります。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち、農地法第5条同時申請の第12号議案を除いて、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案はすべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願ひします。

事務局竹中

議案12・13ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第16号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に養鯉場を整備するものです。

議案第17号、下小鯖、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地に車両販売のための資材置場を整備するものです。

議案第18号、下小鯖、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第19号、下小鯖、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地にドッグランを整備するものです。

議案第20号、大内御堀、集団的に存在する第1種農地に事務所及び倉庫を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第21号、大内氷上五丁目、用途地域内にある、第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第22号、江良二丁目、用途地域内の第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光

発電設備を設置するものです。

議案第25号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第26号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、宮野下、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、堂の前町、用途地域内の第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第30号、維新公園二丁目、用途地域内の第3種農地で事業用地を分譲するものです。

議案第31号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に住宅を建築して販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第32号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備設置工事に際しての、仮設の工事車両及び資材置場を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和4年4月30日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第34号、朝田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

なお、申請地のうち一部は令和3年12月 13日付けで一時転用の許可を受けている土地です。そのためこの事案につきましては、現在の一時転用の完了後の施行となります。

議案第35号、秋穂東、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第36号、嘉川、用途地域内にある、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第37号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第38号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第39号、佐山、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第40号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第41号につきましては、議案第12号と併せて説明しましたので省略します。

議案第42号、阿知須、用途地域内にある、第3種農地で住宅の敷地を拡張するものです。

議案第43号、阿知須、用途地域内にある、第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第44号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住

宅を建築するものです。

議案第45号、徳地鯖河内、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第46号、徳地八坂、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案及び農地法第5条同時申請の12号議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第15号、議案第20号、議案第27号、議案第28号、議案第38号、議案第46号については、山口県ネッ

トワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局竹中

議案31ページをお開きください。

議案第47号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計 1,691 筆 3,140,854.63㎡でございます。

なお、今月はこのうち4筆9,531㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案32ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いいたします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」としま

す。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局竹中

議案33ページをお開きください。

議案第48号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計486筆、890,490.09㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いいたします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

安田会長

続きまして、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について審議を行います。

事務局竹中

それでは、34ページをご覧ください。

議案第49号、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積についての審議です。今月開催されました地区協議会で協議していただいた結果をとりまとめ、案として提示しております。

この事案につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」という国からの通知に基づき、毎年、修正の必要性を検討することとなっております。そのため、各地区協議会で協議していただいたところですが、先ほど御報告いただいたとおり修正の必要性は認められませんので、修正しないものとして提案させていただきました。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。別段面積を議案のとおりとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、別段面積について議案のとおり定めることといたします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図44ページを御覧ください。

議案第50号から議案第55号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区2件、川東地区2件、川西地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第50号、議案第51号、議案第53号、及び議案第54号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、議案第55号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

本日お配りしております追加議案をご覧ください。

議案第56号、農地利用最適化推進委員の辞任について説明いたします。

このたび、宮野上●●番地 徳万絢香推進委員より、辞任届けが提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっております。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

徳万委員の辞任理由は、農業、農家カフェの業務量及び、新規事業にも着手予定で、業務量の増加により、農地利用最適化推進委員の業務に支障をきたすためでございます。

説明は以上でございます。徳万推進委員の辞任についてお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の辞任について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の辞任は認められました。

なお、令和4年3月31日付けでの辞任となります。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局竹中

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

安田会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

安田会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和3年度第13回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年3月17日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 重國 誠司

署名委員 原田 好子

記 録 者 嘉悦 紀代美